

京都府公安委員会告示第 74 号

道路交通法第75条の2第2項の規定による車両の使用制限命令について、同法第75条の2第3項において準用する同法第75条第4項及び同法第75条第7項の規定に基づく公開による聴聞を次により行う。

令和8年5月18日

京都府公安委員会



記

1 聴聞の期日

令和8年6月9日 午前9時30分開始

2 聴聞の場所

京都市上京区下長者町通新町西入藪之内町85-3 京都府警察本部 聴聞会場